

## 有害物質使用特定施設からの排水中に含まれる有害物質（排水中に含まれる有害物質の数1以上のもの／降順）

政令番号	代表特定施設名	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	アルキル水銀化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2,ジクロロエタン	1,1,ジクロロエチレン	シス-1,2,ジクロロエチレン	1,1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2,2-トリクロロエタン	1,3,ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	排水中に含まれる有害物質の数
47	医薬品製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
73	下水道終末処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
71-4	産業廃棄物処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
74	特定事業場から排出される水の処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
66	電気めっき施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
51	石油精製業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
24	化学肥料製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
61	鉄鋼業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
72	し尿処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
21	化学繊維製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
26	無機顔料製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
81	指定地域特定施設（し尿浄化槽201～500人槽）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8

※「平成21年度水質汚濁物質排出量総合調査（調査結果概要）、平成22年3月、環境省水・大気環境局水環境課」、表5.3(1)～表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度（有害物質）を整理

・上記資料では、排水中から有害物質が検出された事業場数と濃度を、有害物質と特定施設別に集計している。

・資料6の○は、排水からその有害物質が検出された事業場が1以上あったことを表し、その数が同じ群を交互に色分けした。

政令番号	代表特定施設名	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	アルキル水銀化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2,ジクロロエタン	1,1,ジクロロエチレン	シス,1,2,ジクロロエチレン	1,1,トリクロロエタン	1,1,2,トリクロロエタン	1,3,ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	ほう素及びその化合物	セレン及びその化合物	ふっ素及びその化合物	硝酸化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	排水中に含まれる有害物質の数
34	合成ゴム製造業の用に供する施設											○		○				○					○	○	○	○	○	○	○	7
49	農薬製造業の用に供する混合施設			○								○									○			○	○	○	○	○	○	7
71	自動式車両洗浄施設		○		○			○																○	○	○	○	○	○	7
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設										○	○												○	○	○	○	○	○	6
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設										○	○	○		○												○	○	○	6
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設				○																○			○	○	○	○	○	○	5
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設				○																				○	○	○	○	○	5
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設		○		○																						○	○	○	4
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設				○	○																			○			○	○	4
54	セメント製品製造業の用に供する施設	○			○	○	○																							4
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設		○																						○	○	○	○	○	4
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設										○	○	○															○	○	4
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設			○		○																				○		○	○	4
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	○																								○		○	○	3
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設		○																					○				○	○	3
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設																								○		○	○	○	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設																								○		○	○	○	2
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設																							○	○					2
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設											○									○									2
36	合成洗剤製造業の用に供する施設											○													○					2
41	香料製造業の用に供する施設											○																	○	2
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント					○		○																						2
66-2	旅館業の用に供する施設						○																		○					2
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設																								○	○				2
2	畜産食料品製造業の用に供する施設																												○	1
10	飲料製造業の用に供する施設																												○	1
30	発酵工業の用に供する施設																												○	1
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設											○																		1
52	皮革製造業の用に供する施設											○																		1
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設					○																								1
91	湖沼法みなし指定地域特定施設（病院）				○																									1
92	湖沼法みなし指定地域特定施設（し尿浄化槽）																										○			1
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設					○																								1
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設																										○			1

※「平成21年度水質汚濁物質排出量総合調査(調査結果概要)、平成22年3月、環境省水・大気環境局水環境課」、表5.3(1)～表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)を整理  
・上記資料では、排水中から有害物質が検出された事業場数と濃度を、有害物質と特定施設別に集計している。  
・資料6の○は、排水からその有害物質が検出された事業場が1以上あったことを表し、その数が同じ群を交互に色分けした。